

令和3年12月8日（水）

令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省（鈴木） 本日は御多忙の中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会を開会いたします。

私は、本日の委員会の司会進行を務めます、環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

開会に当たり、連絡事項を申し上げます。本会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議システムにより開催いたします。会議の様子はWebex Eventsにより、事前に登録を受けている傍聴者の皆様限定して配信、公開されております。

なお、会議中の撮影や録音等の行為は全て禁止とさせていただきますので、御理解願いたします。

委員の皆様におかれましては、ウェブ会議中は、常時カメラをオン、マイクをオフとしていただければと思います。なお、通信環境に負荷が生じた場合ですとか、皆様のご都合に応じて、カメラのオフをお願いすることもございますので、御承知おきください。また、御発言いただく際には、お名前の横にある挙手アイコンを押していただきますか、画面下側にスマイルマークがございまして、そちらをクリックしてお知らせください。挙手アイコンは、黒から青色に変わりますと挙手の状態になります。発言の意思はこのマークで確認させていただきます。挙手後、委員長から指名がありましたら、マイクのミュートを解除してから御発言ください。発言が終わりましたら、挙手アイコンを忘れずにクリックして、青から黒に戻していただきますようお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、委員の先生方には事前に電子データでお送りしております。今回、画面上で事務局のほうで表示しながら進行いたしますので、そちらを御覧いただければと思います。御承知おきください。

それでは、本委員会の委員の皆様を御紹介いたします。名簿順に御所属とお名前を紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、音声の確認も兼ねて一言ずつ御挨拶いただけますと幸いです。

それでは、お名前を申し上げます。

東京女子大学名誉教授、石井信夫委員です。

- 石井信夫委員 石井です。よろしく申し上げます。
- 環境省（鈴木） 大阪府立大学名誉教授・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長、石井実委員です。
- 石井実委員 石井でございます。よろしく申し上げます。
- 環境省（鈴木） 公益財団法人山階鳥類研究所副所長、尾崎清明委員です。
- 尾崎清明委員 尾崎です。よろしく申し上げます。
- 環境省（鈴木） 京都大学名誉教授、白山義久委員です。
- 白山義久委員 白山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 環境省（鈴木） 続きまして、国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長、中静透委員です。
- 中静透委員 中静です。よろしく申し上げます。
- 環境省（鈴木） 続きまして、北海道大学大学院農学研究院教授、中村太士委員です。
- 中村太士委員 中村です。よろしくお願ひいたします。
- 環境省（鈴木） 続きまして、公益社団法人日本動物園水族館協会専務理事、成島悦雄委員です。
- 成島悦雄委員 成島です。よろしくお願ひいたします。
- 環境省（鈴木） 角野先生のお名前を飛ばしてしまいました。失礼いたしました。順序が一部逆転しておりますが、神戸大学名誉教授の角野康郎委員です。
- 角野康郎委員 角野です。よろしくお願ひいたします。
- 環境省（鈴木） 続きまして、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、吉田正人委員です。

続きまして、事務局を紹介いたします。なお、事務局は、私から名前を申し上げるのみの御紹介とさせていただきますので、御承知おきください。

自然環境局から、奥田局長、松本審議官、関谷総務課長が出席しております。

また、自然環境局野生生物課から、則久野生生物課長、立田課長補佐が出席しております。

同じく自然環境局野生生物課希少種保全推進室から、山本室長、谷垣室長補佐、川瀬室長補佐、岩谷動植物園専門官、早瀬指定検討第一係長、また、私、指定検討第二係長の鈴木が出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本業務の受託者であります、一般財団法人自然環境研究センターの皆様にも出席

いただいておりますので、ここで紹介させていただきます。

開会に当たりまして、奥田自然環境局長から御挨拶を申し上げます。奥田局長、よろしくをお願いします。

○環境省（奥田） 皆さん、こんにちは。自然環境局長の奥田でございます。本日は御多忙のところ、この会議に御参加いただきましてありがとうございます。また、日頃から自然環境行政の推進に御協力いただいていることを改めてこの場を借りて感謝申し上げたいと思います。

御承知のとおり、現在、生物多様性の世界は国際的なアジェンダになって、ここ数年で大分ハイレベルでの議論になっております。その中で、やはり生物多様性の減少というのがまだまだ止まらない状況の中、今年、来年とCOP15、生物多様性条約のCOPが開かれるということで、ポスト2020、次の世界の生物多様性枠組、これが決定される時期に来ているわけです。そういう意味で今は非常に重要な時期でございまして、御承知のとおり、来年の国際枠組を踏まえて、国内での国家戦略も改定の作業が始まったところでございます。その意味で、今回の委員会、これは法律に基づく手続として行われますので、国内希少野生動植物種の新たな32種の追加、それから、特定第二種国内希少野生動植物種をこれから本格的に指定していこうといった御議論をいただくことになっております。ただ、こういった議論というのは、まさに先ほど申し上げた国際的な議論とつながるものでございますし、今日の議論の中でも様々な御意見をいただく中で、今後の検討にもつながっていきたいと思っているところですので、よろしく願いいたします。

その他の議事としても、前回の科学委員会以降の希少種保全行政の動きについての御報告、また、生息地保護区の指定等についても御説明をすることとしておりますので、総合的な視点から様々な観点で忌憚のない御意見をいただければありがたいと思っておるところでございます。

ということで、今日も限られた時間ではありますけれども、ぜひ先生方の熱心な御審議をお願いして、私からの最初の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

○環境省（鈴木） 奥田局長、ありがとうございます。

続きまして、議事に移らせていただきます。

本科学委員会の委員長は、前回と同様に石井実委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○環境省（鈴木） ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、石井実委員長にお願いしたいと思えます。石井先生、よろしく願いいたします。

○石井実委員長 改めまして、石井でございます。僭越ながら、また進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日も活発な御議論をお願いいたします。

オンラインでの開催ということで、常にトラブルがつきものかと思うのですが、今回はチャットのボタンは消してしまっていますので、もしも通信上のトラブルがありましたら、既にお送りしていると思うのですが、会議の進め方の資料の2ページのところに自然研の連絡先がありますので、携帯と固定電話の連絡先があるので、そちらのほうに連絡いただきますようお願いいたします。

本日の委員会ですけれども、ウェブ上でライブ配信をしていますので、報道関係者、それから、一般の方も御覧になっています。また、会議資料につきましても公開となります。議事の内容を了解いただく場合には、これ、野生生物小委員でやっているのですが、手で丸をつかって決を取りたいと思えますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、その他を除くと1件だけです。国内希少野生動植物種の選定でございます。

まず、資料の説明からお願いします。

○環境省（山本） 皆さん、こんにちは。希少種保全推進室長の山本でございます。本日、よろしく願いいたします。

それでは、資料の説明に移りたいと思えます。資料1-1でございます。今年度から、平成29年に改正した種の保存法に新たに位置づけられた特定第二種国内希少野生動植物種の本格指定を開始するというので、令和元年度に3種を先行してから2年経過しておりますので、まずは特定第二種の制度についておさらい的に御説明してから、今年度の指定の内容についての説明に移りたいと思えます。

資料1-1を御覧ください。

制度の概要ですけれども、国内希少野生動植物種の種別には3つございます。資料が前後して大変恐縮でございます。2. 行為規制のところをまず映していただけますでしょうか。国内希少野生動植物種と特定第一種国内希少野生動植物種、そして第二種国内希少野

生動植物種がございまして、第二種が改正により追加をされたものでございます。国内希少種は、捕獲と譲渡し等が一部の例外を除き全て規制される区分ということで、最も厳しい規制となっている区分でございます。特定第一種は、繁殖したものに限り流通が可能な区分で、これまで植物で指定されております。そして、今回説明の特定第二種は、調査研究や環境教育目的上での捕獲、譲渡し等は規制されずに、販売や頒布等の目的での捕獲、譲渡し、陳列、広告が規制されるものでございます。

さらにその下の表、一番下の表が、規制の適用例でございます。インターネットオークション、店頭での販売や購入などが規制される一方で、学術研究や保全活動に伴う行為、個人の趣味の範囲での行為は規制の適用外ということとなっております。地域の保全活動などを規制によって阻害することなく、推進しながら、流通目的での大量捕獲による個体数減少の抑制をしていくことを主眼とした制度となっております。

1に戻っていただけますか。令和元年度にトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの3種を先行指定しております。後ほどその効果等についての情報収集結果は御説明させていただきます。

特定第二種の制度ですけれども、主に里地里山等の二次的自然に依存している絶滅危惧種の保全を念頭に置いたものではありませんが、法律上は、下に示しております定義のとおり、生息地の区別等については触れておりません。里地里山の種でなくても、この制度の特徴が種の保全に適している場合には制度の活用を図っていきたいと思っております。ただし、特定第二種の規制で十分ではない状況が確認された場合には、より規制の厳しい国内希少種への指定変更を検討することとしたいと思っております。

続いて、3ページに進んでください。3ポツですけれども、特定第二種の指定により期待される効果をまとめております。ダイレクトな規制の効果といたしましては、(1)、(2)の販売・頒布目的の捕獲、全国での流通の停止がございまして、また、副次的な効果として、保全活動や調査研究、ふれあい活動が促進されるほか、種の保存法の仕組みでもあります生息地等保護区、保護増殖事業、また、保全活動の支援策としての生物多様性推進支援事業の活用ができるようになるといったようなことが挙げられます。

行ったり来たりで申し訳ないのですが、ここで、先行指定をした3種についての効果の検証としてヒアリング等を行っておりますので、4ページ目の別紙を御覧ください。3種について、流通状況の調査や専門家ヒアリング等によって整理したものでございます。

1 ポツの1つ目ですけれども、当然ながら、販売頒布目的での捕獲や流通が停止されることによる効果はございました。見ていただくと分かる通り、指定後の生息地における違法捕獲、大量捕獲等は確認されていないということでございます。指定以前にはインターネットオークション等での流通が多く確認されておりましたけれども、指定後の環境省による調査では流通は確認をされていないところです。ただし、指定後の違法取引の摘発がトウキョウサンショウウオについて1件ございました。特定第二種に指定されたことにより販売目的の捕獲等を規制することができますので、保全の現場において違法捕獲を発見した場合の抑止につながるという意見もございました。指定以降、生息地における大量捕獲は確認されておらず、違法取引についても摘発の体制が機能しており、指定による販売の停止が捕獲の抑止力となっていることが確認されたということでございます。

2つ目の丸で、保全活動や調査研究、ふれあい活動の促進がでございます。ヒアリングの結果ですけれども、種の保存法の指定種であることによって保全の理解を得やすくなり、水族館での展示や域外保全への協力、地方自治体や他省からの保全に対する協力が得られやすくなったという声がかワバタモロコについて聞かれております。特定第二種指定後に環境省の生物多様性保全推進交付金、支援事業の交付を受けたことによって、保全活動や生息状況調査等を進展させることができ、一部では繁殖地の拡大等が確認されているということで、これはトウキョウサンショウウオとタガメについての御意見でございます。特定第二種指定前には採集者対策のために生息地等の情報を公開できなかったけれども、規制をされたということで、生息地をある程度明らかにしつつの農作物の付加価値をつける取組など、地域と連携した保全も考えられるようになったという御意見がございました。指定によって何らか協力体制の構築ですとか、交付金の活用などによる保全活動や生息状況調査の進展が確認されております。

今後の課題でございますけれども、特定第二種の認知度がまだまだ低いということで、一部の専門家や保全活動の関係者以外には知られていないということで、子どもなども含めた幅広い世代に対する周知が必要という御意見でございます。今回から本格指定に入りますので、しっかり広報に努めていく必要があると思っております。

2つ目の丸ですけれども、特定第二種指定後の保全活動について、その後の環境整備ですとか、モニタリングの継続など、そういった活動を支援できるような仕組みが必要ではないかという御意見をいただいております。我々役所としての支援ももちろんですけれども、例えば民間の企業などによる支援の仕組みなども検討していければと思っております。

ろでございます。

また、3つ目の丸ですけれども、保全活動を幅広く展開するためには、個々の事例をほかの地域の活動に生かすために、しっかりその手引を作成することが重要かと思っております。特定第二種の保全関係者の間で情報共有し、意見交換できる仕組みが必要と考えております。御意見もそういった形でいただいているということでございます。

それでは、行ったり来たりで恐縮です。もう一度3ページに戻っていただいて、今後の候補種選定の考え方でございます。今後の候補種選定については、法の要件、基本方針の要件を満たすもののうち、施策効果、情報の精度などを踏まえて選定することとしております。

どういったものを選定していくのかという例ですけれども、地域での保全活動によって生息地保全が見込まれる種、これは先行3種や、今回の候補種の一部が該当いたします。

次が、流通目的の捕獲等が減少要因の一つと考えられ、流通目的の捕獲等を規制することで種の保全が見込める種、これは今回の候補種の多くが該当するというところでございます。

また、国内希少野生動植物種の規制内容では厳し過ぎて指定が困難な種も考えられますので、そういった種も考えてまいります。過剰規制にならない形で保全が図られることが重要かと思っております。

最後に、今後の保全対策の方向性でございます。先ほどの3種の話のときにも出てまいりまして、一部重複するところがあるかと思っております。生息・生育地の減少、また劣化への対策が有効な特定第二種については、特に保全の手引の作成などが重要と思っております。保護対策が地域で進むようにしっかり周知を図っていくとともに、必要に応じて生息地等保護区の指定、保護増殖事業計画の策定をはじめとした制度、事業を積極的に活用してまいりたいと思っております。

2つ目の丸ですけれども、個人での捕獲はある程度認められる形になりますけれども、そういった捕獲が過度に増長されることがないように、特定第二種の指定に当たりましては、保全上の留意点をまとめた資料や普及啓発資料を併せて作成いたしまして、適切な情報発信を行っていきたいと考えております。

特定第二種につきましては、各種について関係主体が取り組む保全活動を含めまして、しっかりと環境省ウェブサイトに掲載いたしまして、全国各地の保全の取組を後押しすることを特にこれまでの種以上に積極的に進めていく必要があると考えております。また、

生物多様性保全推進支援事業等を活用いたしました民間主体の活動の支援、共有化も図っていくことといたします。

少し長くなりましたけれども、資料1-1の説明は以上でございます。

事務局側からの説明は一旦ここで切らせていただきたいと思います。

○石井実委員長 御説明どうもありがとうございました。

特定第二種という制度について、その概要と先行指定している3種について効果検証の結果、このようなことを御説明いただいたところです。

では、一度ここで切りまして、委員の皆さんから御意見、御質問があったら受けたいと思います。

先ほどありましたように、右下にある参加者というところをクリックしていただくと、名前の一覧が右に出てまいります。御自分の名前は多分一番上にあると思うのですが、名前の右横にカーソルを持っていくと、手のひらボタンがありますので、そこをクリックする形で挙手をお願いしたいと思います。

この部分については、よろしいでしょうか。石井信夫委員、お願いします。

○石井信夫委員 御説明ありがとうございます。

説明の中にあつたのですが、資料にあまりはつきり書いてないので、コメントしたいのですが、資料1-1の2ページのところに適用例というのがありますね。ここには個人が趣味で捕獲するようなことも規制対象外ということが書かれていなくて、積極的に奨励する必要はないと思うのですが、必ずしも学术研究とか、保全のためでなくても、商業目的でない趣味の捕獲とか飼育は認められますよということは、改めてどこかで説明したほうが良いと思います。そういうことをする人たちというのは、無関心な人たちより保全の場面では頼りになることが多いと思いますし、それから、新しい制度がどういう制度か、捕獲を何でもかんでも規制するものではないですよというのは、これからいろいろな種が第二種に指定されるときに一般の理解を得るためでも重要なので、そういうことをどこかで説明していただくのが大事かなと思います。

以上です。

○石井実委員長 ありがとうございました。

山本室長、何かございますか。

○環境省（山本） おっしゃるとおり、個人での趣味の捕獲はよしとされておりますので、その点、特に例えば子どものころからの昆虫採集というのは、その先の自然への関心

にもつながってくると思いますし、その後、趣味で大人になってからもされている方、限度を持った形での捕獲については、今回の制度では特に規制されないということは当初の規制の内容、法律の説明の際にもしてきたところでございますので、そこはしっかり、これからの普及のときにお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○石井実委員長 ほかの方はよろしいでしょうか。

では、本題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

今年度の具体的な国内希少野生動植物種の選定についてということで、資料1-2、1-3につきまして、早瀬係長と鈴木係長、御説明をお願いします。

○環境省（早瀬） それでは、資料1-2、1-3について、まず、私、希少種保全推進室の早瀬より御説明を申し上げます。

まず、今年度の国内希少野生動植物種の選定についてということで、今年度の指定の候補の考え方ですとか、個々の種について御説明したいと思っております。

まず、指定状況についてということで、環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、指定してきているところですが、平成26年に環境省が策定した絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略や、それに中央環境審議会野生生物小委員会で示された新規指定等に関する基本的な考え方について等を踏まえて、絶滅のおそれのある種の実態調査などを行って指定の検討を実施してきているところです。現在、395種が国内希少野生動植物種として指定をされているところです。

また、保全戦略では、2020年までに国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目標として掲げてきておりましたけれども、令和2年度までに309種を追加指定いたしまして、現在の395種になっているという状況でございます。

また、その後、平成29年の種の保存法の法改正の際の附帯決議として国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030年度までに全部合わせて700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討することが求められているところでございます。

これまでの指定状況については図1で示している図のとおりでございます。

続いて、2. 今年度の新規指定候補種について御説明をさせていただきます。

まず、今年度の指定ですけれども、今般、現地調査ですとか専門家へのヒアリング調査などを行ってきまして、個体数や分布、その他必要な情報を収集してきております。その上で令和3年7月1日に国内希少野生動植物種の選定に関する検討会というものを非公開

で行いまして、各分野の有識者の皆様に今回の指定候補種の必要性和有効性の御意見をいただき、御了承いただいたところでございます。この種の選定に関する検討会、非公開のものについては、資料1－3でも概要をお付けしているところです。そういった検討を踏まえまして、今回、アブサンショウウオ等32種について国内希少野生動植物種の追加候補種としてさせていただいております。種の全体については表1にお付けしておりまして、動物28種、植物4種となっております。

このうち、一番右の列に黒丸がついている種については、特定第二種国内希少野生動植物種として指定したいと考えておりまして、動物25種が特定第二種の候補種となっております。また、種の保存法では、個体に加えて卵を指定することもできるのですが、今回は候補種のうち26種、全てサンショウウオ類になりますが、26種を指定したいと考えております。

また、今回の候補種のうち27種については日本固有種となっております。

続いて、指定候補種における国民提案種について御説明いたします。

まず、種の保存法の国内希少種の指定については、国民の皆様から提案をいただき指定を検討するという制度を設けております。平成26年度から令和2年12月末までの間に、現在のところ合計67種、延べ85件の提案を受理しておりまして、令和2年に提案いただいているのは5種5件となっております。

提案を受理している種のうち25種については、国内希少野生動植物種に既に指定済みとなっております。今回はその提案種のうちカワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ、カドハリイについて指定を検討しております。

その他、39種残りがありますけれども、うち8種は絶滅のおそれが高いことから現時点では指定しない方針としておりまして、それ以外の31種については引き続き検討することとしております。これまでの国民提案種の対応状況については参考資料4でお付けしておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、今回の具体的な候補種について御説明させていただきます。

まず、分類群ごとの指定の考え方についてです。今年度の指定候補種については、かなり分類群ごとにまとまって候補種としておりますので、分類群ごとの指定の考え方と併せて資料1－3を用いて種の概要についても御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)サンショウウオ科、いわゆる小型サンショウウオとしておりますけれども、小型サンショウウオ類の指定についてです。まず、小型サンショウウオ類は、産卵環境の

特性の違いによって大きく止水性と流水性の2つの特性に分けることができます。止水性サンショウウオと呼ばれるものについては、アブサンショウウオやアキサンショウウオが今回の候補種となっております。主に水たまりや湿地など流れのない水域で繁殖し、種によっては水田の周辺であったり、水路など、人間が生活しているような場所の近くで繁殖するような種が多く該当しております。

もう一つの流水性サンショウウオ類については、今回の候補種ではオオダイガハラサンショウウオや、ヒガシヒダサンショウウオなどが該当しております。主に森林内の溪流や伏流水などで繁殖する特性を持っております。小型サンショウウオ類の多くは、止水性、流水性、いずれも開発等に伴う生息地の減少などによって絶滅のおそれが懸念されているという状況に加えて、近年、飼育目的と見られる販売も増加している傾向がございます。こうした販売目的の大量捕獲による生息状況への影響が懸念されているところでございます。

今、画面にもお示しておりますけれども、資料1-2の図2で国内の絶滅危惧種の小型サンショウウオ類のネットオークションにおける取引状況の推移を示しております。今回グラフで示しているのは、ネットオークションでの取引のみでありますので、取引市場の全てということではなく、あくまで一部というふうに考えておりますが、取引件数、取引個体数とも年々増加傾向にあり、特に近年、増加していることが分かるかと思えます。

また、この図2の取引個体数には、卵囊、いわゆる卵は個体数をカウントするのが難しいので、卵は含まれていないのですけれども、卵囊での取引というものも多くネットオークションでは確認されている現状がございまして、例えば1つの生息地において卵、卵囊が大量に採取されることが与える影響は有識者からも懸念が示されているところでございます。

このような状況から、流通の多い小型サンショウウオ類について、販売目的での大量捕獲を規制する必要性が考えられますが、この際に一部の種のみを規制対象とした場合は、規制対象とされていない別の種に捕獲圧が集中してしまう危険性も考えられます。このため、今年度の指定の検討に当たっては、環境省のレッドリスト2020において絶滅危惧種と選定されている小型サンショウウオ類については、全ての種に対して法令や都道府県条例なども含めて何らかの捕獲などへの規制が適用される状態とし、取引を規制することを今回の大きな目的としております。

また、先ほど資料1-1で御説明したとおり、令和元年度にはトウキョウサンショウウ

オが特定第二種国内希少野生動植物種の先行指定という形で既に指定がされておりまして、流通の停止や各地域での保全活動の推進などが効果として挙げられているところで、特にトウキョウサンショウウオ以外の止水性サンショウウオ類については、トウキョウサンショウウオの事例も踏まえて、多様な主体による保全の取組などを進めていくことができると考えております。

こうした流通状況を踏まえた販売・頒布目的での捕獲や譲渡しの規制の必要性に加えて、多様な主体による保全活動の推進といった観点から、種の保存法での指定の効果を勘案したときに、絶滅危惧種の小型サンショウウオ類は特定第二種国内希少野生動植物種への指定を検討してきたところでございます。

ただし、生息状況や生態等から、指定効果を総合的に判断して、特定第二種国内希少野生動植物種ではなく、国内希少野生動植物種の規制のほうが適すると判断した場合には、国内希少野生動植物種として選定してきているところでございます。今回の指定候補種の例で言いますと、今回、全部で26種のサンショウウオ類を選定しているところでございますけれども、そのうちのハクバサンショウウオ、アカイシサンショウウオ、ツルギサンショウウオの3種については、国内希少野生動植物種として考えているところでございます。

まず、ハクバサンショウウオについては、止水性のサンショウウオではあるのですが、人里に近い場所というよりは、奥山の森林内の湧水のあるよどみなどで繁殖する種になります。分布を見ると複数の県にまたがっているところではあるのですが、生息の分布としては極めて狭い範囲に限られておりまして、生息環境の消失等が確認されて、保護の推進が必要な種だと考えております。

また、アカイシサンショウウオ、ツルギサンショウウオについては、流水性のサンショウウオで、山地溪流や伏流水で繁殖する種になります。この2種についても分布範囲が絶滅危惧種の中でも極めて狭いということに加えて、個体を捕獲する際には多数の岩を動かすなど、1個体を捕獲するために生息環境の破壊の影響が非常に大きいということも考慮して、今回は国内希少野生動植物種に選定しております。

このような選定の考え方にに基づき選定をしているところでございますけれども、今回の候補種を指定することによって、資料1-2の表2に示していますとおり、環境省レッドリストで絶滅危惧種に選定される日本産の小型サンショウウオ類35種でございますけれども、既に国内希少野生動植物種に指定されている種が7種いるところで、今回の候補が26種となっております。また、国内希少野生動植物種になっていない種についても、生息地全域で既に

都道府県の条例で指定種となっておりまして、捕獲規制等がかかっているということになっておりますので、今回の指定をすることで、絶滅危惧種の日本産小型サンショウウオ類35種全てに対して何らかの法的規制が適用されるということになります。

サンショウウオの説明については以上です。

続いて、(2)カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイの指定について御説明します。

カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイは、二枚貝になります。成長の過程でサケ科の魚類のえらに寄生する貝でございまして、冷たく澄んだ水が緩やかに流れる河川などに生息しております。開発等による生息地の減少、また、宿主の魚の減少などによって生息状況が非常に悪化しており、環境省レッドリストにおいては、絶滅危惧IB類（EN）と評価されているところでございます。

資料1－3の種の説明も御覧いただければと思います。こちらがカワシンジュガイで、似ている種にはなるのですけれども、コガタカワシンジュガイがこちらの種でございまして。この2種については、鑑賞魚であるタナゴ類を繁殖させるための産卵母貝としても用いられている種になっておりまして、野外での高い採取圧も非常に懸念されているところでございます。

資料1－2に戻りまして、こちらにもグラフをつけているのですけれども、こちらにもインターネットオークションの流通状況のグラフにはなりますが、これだけを見ても、令和2年度には年間1万5000個体近くのカワシンジュガイ類が販売されているところでありまして、絶滅危惧種の野外での採取圧というものが懸念されているところでございます。これらの生息状況や販売状況から、今回、この2種についても、特定第二種国内希少野生動植物種として選定させていただいております。

また、この貝類2種については、螺鈿細工での使用があるのではないかという御指摘もいただいておりますけれども、環境省が利用実態を調査したところ、現在そのような実態はないということが確認されたことから、今回、候補種として選定しております。

まず、動物の候補種の説明については以上です。

続けて、植物の候補種についても御説明させていただきます。

○環境省（鈴木） 植物の候補種につきまして、希少種保全推進室の鈴木から御説明させていただきます。

資料1－3を中心に御説明させていただきます。

今年の維管束植物の指定候補種は4種であり、絶滅危惧種に選定されている種のうち、対馬の固有種1種、高山植物2種、抽水植物1種を選定しております。まず、29番のキク科のシマトウヒレンです。本種は長崎県対馬の固有種であり、環境省レッドリスト2020において絶滅危惧I A類（CR）に選定されています。本種はもともとの分布域が対馬に限定されていることに加えて、近年、対馬で個体数を急激に増加させているシカの影響を受けて、現在は対馬の限られた範囲で確認されていることが知られております。

続きまして、30番のカヤツリグサ科のセンジョウスゲです。本種は国内では山梨県と長野県でのみ確認されており、国外では朝鮮半島、中国、ヒマラヤにも分布していることが知られております。国内の分布域が南アルプス国立公園内の高山帯に限定されていることに加えて、こちらについても、近年、南アルプス周辺で急激に個体数を増やしているシカの食害を受けて急激に個体数が減少していることが確認されており、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧I A類（CR）に選定されております。

続きまして、31番カヤツリグサ科のカドハリイです。本種については唯一の抽水植物になりますけれども、茨城県の霞ヶ浦の限られた範囲でのみ確認されている日本固有種になります。こちらのカドハリイの自生地周辺では、伝統的に火入れや刈り取りなどの管理が行われておりましたけれども、近年、それらの管理が行われなくなり、本来の生息環境として適している湿地環境に大きく変化が生じていることが知られております。それにより現在個体数を急激に減らしておまして、絶滅危惧I A類にこちらも選定されております。

最後に、32番のヒゲナガコメススキになります。こちらはイネ科の多年草で、国内では富山県、山梨県、長野県でのみ確認されております。国外では朝鮮半島北部、中国北部、シベリア東部、ウスリー周辺でも分布していることが確認されております。本種についても、本来の確認されている分布域が南アルプス、北アルプス周辺のみに限られていることに加えて、シカによる食害だけではなく、シカによる踏みつけの影響も受けて近年個体数を減らしていることが知られております。このような理由から、こちらについても減少が著しいことを私どもは確認しておりますので、先ほど申し上げました植物4種類を今年度の国内希少野生動植物種として選定しております。

なお、当初の説明にも重複しますが、抽水植物のカドハリイにつきましては、国民提案種ということで皆様からの御意見を受けて提案を受けたものを今回選定していることを申し上げます。

植物の説明は以上です。

○石井実委員長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから32種、動物が28種、植物が4種ということで、今回新たに指定するという御提案がありました。

○環境省（山本） まだ説明が残っていきまして、もう一度、こちらでよろしいですか。4番の今後の指定についてのところです。

○環境省（早瀬） では、資料1-2の4の今後の指定について少しだけ御説明いたします。

絶滅のおそれのある野生動植物種の生息状況・生育状況については、保全状況の情報を収集していきまして、今後も国内希少種の指定の有効性は検討していきたいと考えております。

特に今年度から本格指定とお伝えしております特定第二種国内希少野生動植物種については、先行指定された3種を含めて今回指定する種にも指定の効果や保全の在り方等含めて検証を進めていきたいと考えております。

また、冒頭に申し上げました平成29年の種の保存法の法改正の際の附帯決議を踏まえまして、今後も指定の効果や必要性等を十分に踏まえた上で指定の推進を図っていきたいと考えております。

資料1-2の説明については以上です。

○石井実委員長 32種の候補種の御説明ですけれども、適当かどうかについて御意見を伺えればと思います。

多分、発言するときにややこしいなと思うのは、特定第二種というのと、何もついていない国内希少種とが言いにくいと思うのですけれども、取りあえず第二種のほうは特定第二種、それ以外のものについては国内希少種というような言い方でお願いできますでしょうか。

それでは、先ほどのように挙手ボタンで御発言ください。

成島委員、お願いします。

○成島悦雄委員 御説明ありがとうございました。私から、特定第二種のカワシンジュガイとコガタカワシンジュガイなのですけれども、御案内のとおり、これらのカワシンジュガイ類はタナゴ類の産卵母貝になっているわけですね。タナゴ類を繁殖させている日本動物園水族館協会加盟の水族館に聞いてみたのですけれども、基本的にカワシンジュガイ類

の保全が必要との意見でした。資料1-1のほうにございますように、系統保存や野生復帰等の保全を目的とした飼育又は繁殖に伴う個体等の捕獲等又は譲渡し等は規制対象外と書いてありますけれども、これはタナゴ類を繁殖させるために川へ行って捕獲してくるということはオーケーというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○環境省（早瀬） ありがとうございます。基本的には、商業目的での販売、譲渡しが規制されるということになりますので、タナゴの系統保存や野生復帰等の保全を目的として、そのために採取して利用するという場合は、特定第二種の規制の対象にはならないと御理解いただければと思います。

○成島悦雄委員 ありがとうございます。その場合は何か環境省のほうに届出が必要なのでしょうか。例えば某水族館がミヤコタナゴを繁殖させるためにカワシンジュガイをどこそこから採ってくるということが届出か何か必要なのでしょうか。

○環境省（早瀬） 法律上は特に届出などが義務づけられているものではありませんので、販売目的ではないという目的の場合には、そのまま捕獲等していただくということになります。生息環境への配慮はお願いしたいと思います。

○成島悦雄委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井実委員長 では、続きまして、石井信夫委員、お願いします。

○石井信夫委員 今回の候補種に関しては、別の会議でも賛成しましたので異存はありません。この際なので、特定第二種のことで説明と重複するところがありますけれども、コメントしたいと思います。

今回の特定第二種は、捕獲採取ではなくて、要因の一つが、主要因が、生育環境の消失、減少というところにあるような種に注目するというところで、とても意味が大きいかなと思いました。特定第二種の指定をきっかけにして、生息地等保護区とか、自然公園法とかの仕組みを使って、生育・生息環境の保全につなげてほしいなと思います。自治体の条例は、捕獲とか採取の規制というのが主な規制内容になっているのですが、生息環境の消失とかが要因のときは保全の効果が期待できないので、そういう意味でも今回の指定の仕組みというのは大事だと思います。ただ、商業目的の捕獲はどうしても問題になる可能性が高いので、あと、特にネットの取引なんかは多くが匿名で行われている現状もありますので、特定第二種指定で商取引を規制するというのは重要なことだと思います。商取引目的でなくても、捕獲が問題になってきたら、これはやむを得ないので、通常の国内希少種に指定するということを考えればいいと思います。

あともう一つ、商業取引ということに関して、今回の候補種の場合、サンショウウオ類とか、貝もそうですけれども、ワシントン条約の世界では、規制対象種の商取引がもたらす経済的利益を保全に活用するという事例があって、必ずしも商取引を抑えることが効果的ではないという場合があるのですけれども、今回の場合には、商取引が保全に役立つというのは考えにくいので、今回の指定は適当だと思います。飼育繁殖個体とか、栽培品の商取引を認めることで、野外個体の捕獲とか採取圧の低減が期待されるような場合は特定第一種に指定していくということにすればいいかなと思います。

最後ですけれども、これは前回も申し上げたと思うのですが、今回、資料1-2の7ページなどに書かれていますけれども、指定したことによってどういうことが起きたかということ調査して、今回の特定第二種の先行指定の3種については、そういうことが行われているようですけれども、ほかの希少種についても指定の効果を調査して、場合によっては指定の仕方を、指定を解除するという必要もあるかもしれないし、カテゴリーを変更するという事も考えていただければと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。

それほど挙手も多くないので、環境省のほうから、今の石井信夫委員からの御発言に対して、何かあったらお願いします。

○環境省（山本） 石井先生、貴重な御意見、ありがとうございます。

特に回答を求めていらっしゃるというものではないかなと思いますので、今後の施策の参考にさせていただきたいと思います。特に検証がしっかりされるべきであるということですか、生息地の保全に様々な制度を活用しながら取り組んでいくべきだといったようなお話かと思いますが、我々としても課題とっておりますので、取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○石井実委員長 それでは、吉田委員、お願いします。

吉田先生、聞こえていませんので、この間に、ほかの委員の皆さん、何かございませうか。

中村委員、お願いします。

○中村太士委員 指定については、前も同じような形の議論がされていて、特にカワシンジュガイとコガタカワシンジュガイについては妥当だと思っております。特に最近の研究だと、稚貝の部分が欠落、非常に長生きする貝だと思っておりますので、100年ぐらい生きると言

われていますので、そういう意味では、リクルートがうまくいっていないのではないかと
言われています。今回の法律指定によって、取引がなくなるということは個体群を維持す
る上で重要だと思うのですけれども、多分、それ以上に、例えば河川改修みたいなもので
生息地が奪われているケースが多々あると思うのです。私が河川整備計画の委員長をやっ
ている朱太川という川でも、カワシンジュガイの非常に安定した個体群があったのですけ
れども、やっぱり河川改修等で、例えば泥がたまるような状況になってしまうといなくな
るといった、そういうものも見受けられますので、この指定と直接にはつながらないかも
しれないのですけれども、そういった国交省系であったり、都道府県の土木の分野という
のですか、河川管理をされる方々に周知されるような努力が必要なのかなと思いました。

以上です。

○石井実委員長 分かりました。これについても環境省のほうから、何かございますでし
ょうか。

○環境省（山本） ありがとうございます。おっしゃるとおりと思います。特に法的な規
制がかかるというか、法的に国として指定をしたということで、こちらとしてもお願いも
しやすくなるかと思っておりますので、これから検討、しっかり連携を取るべく調整してい
きたいと思っております。ありがとうございます。

○石井実委員長 ほかはよろしいでしょうか。角野委員、お願いします。

○角野康郎委員 生息地の消滅の問題が出ているので、関連して発言したいのですが、特
定第二種というのは認知度が低いということが報告されました。これをどう周知してい
くかというときに、周知の対象をしっかりと考えるべきだと思います。保全団体など、周知す
べきところはいろいろあると思うのですが、自治体については、都道府県だけではなく
て、例えば小型サンショウウオが実際に生息している市町村レベルまで指定の情報が伝わ
るようにしていただきたいと思っております。

というのは、大規模な開発だけではなくて、最近ではソーラーパネルが至るところにつ
くられています。ソーラーパネルの設置場所は、例えば小面積の湧水湿地、小さな池、ある
いは山あいの放棄水田であるわけですね。小型サンショウウオがいても不思議ではないよ
うなところが結構あります。地元の自治体が、ここには種の保存法に指定された小型サン
ショウウオがいるという情報を持っておれば、動ける可能性があります。ソーラーパネル
に対する規制はないところがほとんどですけれども、単にレッドリストに出ている種類だ
というよりも、種の保存法に指定される種というほうが、開発を抑止、あるいはミチゲー

ションするという場合に、行政として動きやすいと思います。ですから、周知をする対象というのをぜひもう一度見直していただきたいと思います。

以上です。

○石井実委員長 山本室長、何かございますか。

○環境省（山本） 御意見、承りました。確かにサンショウウオの保全ということで考えたときに、自治体ですとか、地域の役割が大きいと思っておりますので、環境省も地方環境事務所とも連携をいたしまして、できるだけ広く情報が伝わって、開発とか、そういった際に配慮していただけるように、少なくとも希少種の存在を聞いたことがあって、やれることはやってみようというふうにはまずは思っていただけるところまでは持っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○石井実委員長 それでは、吉田委員、どうでしょう。うまく入れましたでしょうか。

○環境省（山本） 今、コメントを聞き取れたということですので、鈴木のほうから発言させていただきます。

○環境省（鈴木） 吉田先生からお話を承りまして、私、鈴木のほうから代読させていただきます。

今回、指定候補種として挙げられているものについては賛成いただけるということで、吉田先生に同意していただきました。特にサンショウウオ類については、トウキョウサンショウウオを特定第二種に指定したことによって、そのほかのサンショウウオ類の取引にも影響が出ているということが分かったので、それについてはやはり指定をすることで、保全の効果を高めていくことは有効であろうと、吉田先生もお考えいただいております。

また、国内希少種3種として挙げさせていただいているハクバサンショウウオ、アカイシサンショウウオ、ツルギサンショウウオについても、特定第二種ではなく国内希少種にすることは妥当であろうということで、こちらについても同意をいただいております。

また、ハクバサンショウウオについては、富山県の林道開発で現在問題になっていることについて、吉田先生も御存じだとおっしゃっていただきまして、既に条例指定種として指定されている種であるけれども、今回、環境省が国内希少野生動植物種に指定することによって、また保全の機運を高めることができるので有効ではないかということで、御意見をいただきました。

吉田先生、どうもありがとうございました。

○石井実委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかに御意見がないようでしたら、反対意見はなかったというふうに思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから今回御提案のありました32種の指定につきまして、妥当と認めてよろしいでしょうか。それでは、先ほど言いました「丸」で意思を示していただければと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石井実委員長 ありがとうございます。それでは、妥当ということで認めたいと思います。ありがとうございました。

では、その他のところでございます。4件の報告事項があるようです。事務局から順次御説明をお願いします。御意見と御質問につきましては、4件の報告が全て終了した時点でお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、お願いします。

○環境省(川瀬) まず報告事項の1つ目、オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画の策定について、本省希少種室の川瀬から説明させていただきます。

資料2-1になります。オガサワラカワラヒワは、小笠原諸島に分布しておりまして、1993年に国内希少種に指定されております。近年、確実に生息が確認されているのが母島、それから母島属島、南硫黄島のみとなっております、個体数のトレンドについては、この20年間で激減しており、現在では推定で200個体程度という報告もでございます。そういった状況の中で、専門家の方からも、危機的な状況について指摘を受けておりました。生息を圧迫する要因として、5ポツ目に書かせていただいておりますが、ネズミ類及びノネコによる捕食被害、それから、ネズミ類との食物資源の競合、外来植物の繁茂による餌となる実をつける樹木の減少、それから、雛の餌の供給源となる乾性低木林の減少、台風や干ばつ、渇水による一時的な植物不足というものが挙げられている状況でございます。

こういった危機的な状況を踏まえまして、国内希少種ではございましたけれども、積極的に保護増殖を図る必要があるということで、保護増殖事業計画を策定しました。今年の3月10日の中央環境審議会で答申を受けまして、4月に策定に至っております。

2番のところが計画の概要ということで、全文は載せてございませんが、このような概要となっております。策定省庁については林野庁を含む農林水産省、国土交通省、環境省の3省の共同策定となっております。自然状態で安定的に存続できる状態とすることを

目標としています。事業の区域については小笠原諸島、それから、飼育下繁殖についても予定されておりますので、その区域となっております。

事業の内容についてはここに記載しているとおりでございまして、今回、この計画を策定した後に具体的な実施内容等を議論していくという流れになっておりまして、この部分については、関東地方環境事務所が所管して、検討会も既に1回開催しておりますけれども、その中で具体的な対策を検討していくという流れになっております。その中では、特に繁殖地となっている母島の属島である向島でのネズミ対策についての重点的な対策、それから、従来、小笠原の海鳥を含む希少種の保全のために行っていたノネコ対策についても柔軟にオガサワラカワラヒワの保全のために役立つような区域設定等を検討しているという状況でございます。

さらに、3番に飼育下繁殖及び野生復帰と書いてございます。野生復帰を明確に実施するという点で進んでいるというよりは、その可能性についても検討するという点での計画になっておりますけれども、実際に東京都のほうで野外の個体を捕獲して、試行的に飼育できるかどうかということを進めているという状況でございます。

オガサワラカワラヒワについては、地元の住民、それから、保全関係者、研究者の方々が集まって既にワークショップ等を過去に開いていただいておりますので、その中で議論されてきた中身との連携、情報の共有も含めて、この保護増殖事業計画を進めていくということになってございますので、この策定についてこの場で御報告させていただきます。

2件目が資料2-2、同じく小笠原の案件になりますけれども、小笠原陸産貝類保護増殖事業計画の変更になります。こちらは新規策定ではなくて、既存計画の変更になってございます。

小笠原の陸産貝類については、世界自然遺産の価値、生態系のクライテリアで登録されておりますけれども、その中で特に進行中の生態・生物学的過程の顕著な見本となり得るという点で言うと、この陸産貝類、それから、維管束植物が顕著にその証拠を残しているということと、小笠原においての固有種の割合が高いということが評価されているということで、まさに自然遺産の価値の中核をなしているというものになります。

そのうち、数十種、陸産貝類はございますけれども、その中で危機的な状況のものについては、ここの資料にございますが、平成28年5月に14種を対象に先行的に計画を策定しておりました。今回、20種という形で、この14種のものの計画に6種を追加するという中身になってございます。この6種については、昨年この会議でも種指定に際して説明さ

せていただきましたけれども、それを受けて今年1月に国内希少種に指定をされた6種になってございまして、上部に写真もございまして、オガサワラキセルモドキ属4種とテンスジオカモノアラガイ属2種の計6種になってございます。いずれも生息を圧迫する要因としては、各種が分布する島に外来種の侵入状況は異なりますけれども、基本的にはいずれの20種についてもニューギニアヤリガタリクウズムシ等による捕食、それから、ネズミ類による捕食、それから、外来植物、アカギやモクマオウ等による植生変化などが挙げられているという状況でございます。

そういった背景を踏まえまして、今回、計画に6種を追加したということになってございます。下に変更後、変更前ということで、左右に並べてございまして、基本的には計画の中身を大きく変更したということではなくて、6種を新たに追加したという形で、そのほか、文言の整理等を実施しているというところでございます。

こちらについては、今年の10月の審議会で答申をいただきまして、今現在、告示に向けて作業を進めているところでございますので、この日時点では策定ということにはなっておりませんが、近日中に告示予定ということになってございます。

資料2-1、2-2については以上になります。

○環境省（岩谷） 続きまして、希少種室、岩谷より、トキ保護増殖事業計画の変更について御説明させていただきたいと思っております。

資料2-3でございます。こちらは、今年、令和3年6月の中央環境審議会で答申いただきまして、7月29日に告示が終わっております。内容につきまして御説明いたします。皆様よく御承知だと思いますが、トキの概要と現状について御説明いたします。

トキにつきましては、平成5年に国内希少野生動植物種に指定されておまして、現在、環境省レッドリストにおいては絶滅危惧ⅠA類ということになってございます。1981年に野生絶滅いたしまして、その後、中国から提供された個体の飼育下での繁殖が順調に進んでおまして、2008年に佐渡において放鳥を開始しております。2021年9月29日時点で、生息数は飼育下で183羽、野生下の推計が484羽ということで、順調に生息数を伸ばしております。

今回、トキの保護増殖事業計画の変更に至った経緯でございます。トキは先ほども御説明させていただいたとおり、野生下での繁殖の成功も進んでおまして、個体数が順調に回復しておるところはございますけれども、依然として絶滅のおそれの高い鳥類の一つであるということになってございます。また、先ほど申し上げましたとおり、中国から提供

された個体の飼育下での繁殖によって野生復帰を行っておりますので、遺伝的多様性が低いということもありまして、環境変動によるリスクですとか、鳥インフルエンザをはじめとする感染症によるリスクに脆弱な可能性が懸念されております。これらを踏まえまして、安定的な生息数を確保するとともに、佐渡をはじめとした複数の地域個体群の形成を図ることが必要であろうということでございます。

主な変更内容といたしましては、これまで佐渡を中心とした保護増殖事業計画になっておりましたけれども、事業の対象を全国へと拡大いたしまして、佐渡と佐渡以外の地域ということで、複数の地域での地域個体群の確立を図るということを目指して位置づけてございます。

下に、簡単ではございますけれども、新旧の計画の対比表をつけてございます。旧計画ということで、前回策定した平成16年の計画と、今回、7月に告示した新しい計画ということで対比しておりますけれども、共同策定省庁といたしましては、農林水産省、国土交通省、環境省の3省、目標といたしましては、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標といたしております。大きく変わったところといたしましては、事業の区域、7月に策定いたしました新しい計画におきましては全国としておりまして、旧計画では佐渡と飼育個体の分散を行う区域ということでございました。

事業の内容といたしましては、これまでの野生復帰の取組の進捗等を踏まえた見直しと、さらに、今後、全国を事業区域としていくということで、この点を中心とした見直しとなっております。主な点といたしましては、1番目としまして、個体の繁殖及び飼育ということでございますけれども、この中に分散の個体の活用であるところを明示的に整理させていただいているということでもありますとか、3番目といたしまして、生息環境の保全・再生といたしておりますけれども、こちらは、今後、本州での取組の展開も見据えた整理としてございます。また、旧計画では、6番のその他の中に普及啓発ということで項目を入れてございましたけれども、今後、本州での展開を見据えて、新しい計画では、4番といたしまして、普及啓発等による社会環境の整備ということで、1つ項目立てをさせていただいて、力を入れていくということで考えてございます。

トキ保護増殖事業計画の変更につきましては以上でございます。

続きまして、資料3を見ていただきまして、アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の指定について御報告させていただきます。

こちら本年6月の中央環境審議会の答申をいただきまして、7月29日に告示が完了し

ております。

キクザトサワヘビの概要についてでございます。こちらは平成7年に国内希少野生動物種に指定されておりまして、環境省レッドリストにおいては絶滅危惧種ⅠA類となっております。本種は沖縄諸島の久米島固有の淡水性の種ということで、常緑広葉樹の自然林ですとか、回復の進んだ二次林内とその周辺を流れる溪流のみに生息しているということで、生息範囲が非常に限定されている種でございます。一年を通して渇水しないですとか、餌となるサワガニ類の稚ガニが豊富であるですとか、夏季に直射日光を避ける場所が十分にあるですとか、天敵、捕食者であるウシガエルが近づかない場所というのが生息の必須条件と考えられております。

生息地保護区の概要についてです。沖縄県島尻郡久米島町の599ヘクタールの生息地保護区として指定してございます。資料が少し小さいですけれども、右側に図をつけておりまして、少し灰色の濃くなっている場所が管理地区ということでございます。この斜線の部分といいますか、点々の部分も合わせたところが生息地保護区全体、599ヘクタールということでございます。順番が前後しましたが、この灰色の部分がその中でも、より重要な地域ということで、規制を強化していく管理地区ということで261ヘクタールを今回指定してございます。

生息地保護区の指定の経緯につきましてです。キクザトサワヘビにつきましては、久米島にのみ分布する固有種であるということと、国内で唯一の淡水性のヘビであるということとでございます。自然度の高い山岳溪流の水域ですとか、その周辺に生息しているということで、水環境への依存性が極めて高い生態をしております。また、先ほど申し上げたとおり、久米島にのみ生息しているということで、生息範囲の狭さに加えまして、外来種であるウシガエルの捕食ですとか、水質悪化に伴う餌が減少しているということであると、生息地の開発等に起因する個体群の縮小が懸念されているという状況でございます。

これらを踏まえまして、指定の区域の保護に関する指針を御説明いたします。

今回指定させていただきました当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するということがあります。また、本種の個体の生息する水域及びその集水域並びに周辺の連続した自然環境を有する地域については、特に重要な地域ということで、管理地区として指定しております。管理地区につきましては重要な地域であるということで、管理地区の保護の指針に則って生活環境の適切な管理を行うこととしております。管理地区の指定の区域の保護に関する指針といたしまして、少し絵が小さく

て恐縮なのですけれども、工作物の設置ですとか、水面の埋立てまたは干拓ですとか、水位、水量の変更ですとか、木竹の伐採ですとか、こういった行為を規制して、生息環境の保全をしていくと考えてございます。

簡単ですけれども、資料3の生息地保護区の指定につきましては以上でございます。

○石井実委員長 どうもありがとうございました。保護増殖事業計画に関するものが3件と、最後のところは生息地保護区の指定ということでございました。

では、この4件の御報告ですけれども、御意見、御質問等あったらお願いします。

では、尾崎委員、お願いします。

○尾崎清明委員 トキの増殖の件で、実は私は野生復帰のほうも関わっていると、既に何度か見ている資料ではあるのですが、エッセンスだけ見ると、下の表で新たに5番で放鳥の実施という言葉があって、その場合、以前は再導入の実施という言葉があって、これは随分中身が変わったのではないかと思ったのです。私も実はこういう見方をしていなかったのです。御承知のように、放鳥というのは、鳥を放すということなので、中身はそれだけのことなのですが、再導入というのは、元いたところの生息地に個体群に戻すという、保全生態学的な意味はかなり違ってきます。トキ野生復帰検討会の中で、野生復帰ということはもちろんあるわけですが、野生復帰ではなくて再導入ということが重要だという意見があったのを記憶していました。そうでありながら、新しい保護増殖事業で、再導入という言葉がタイトルからなくなってしまったのがちょっと残念だなと思っています。放鳥というところ、再導入とすべきだったなど、今になって思っていますけれども、そのことは皆さんの中でも理解をしておいていただきたいと思います。もし環境省のほうで、どうしても再導入ではなくて放鳥にしなければならなかった理由があるのであれば別ですけれども、私の記憶ではそうではなかったのではないかと思いますので、確認のためにお話をしました。

○石井実委員長 何人か手が挙がっていますので、先に全部お聞きしましょうか。

吉田委員、大丈夫でしょうか。

○吉田正人委員 小笠原の2件についてコメントしたいと思います。まず、オガサワラカワラヒワのほうは、保護増殖計画の策定ということで、一歩進んだと思います。ただ、父島に関しては、世界遺産センターの中に陸産貝類の保護増殖の拠点があり、また、ノネコ対策も進んで、アカガシラカラスバトなどが増えるという効果も出てきているのですが、母島には、自然保護官事務所はありますが、希少野生動植物の保護や外来種対策のための

拠点を作るべきだと思います。ぜひ母島にも予算をしっかりとつけていただきたい。小笠原諸島自然遺産科学委員会の母島部会長をしていますので、ぜひ環境省にお願いしたいと思っています。

それから、陸産貝類については、種の追加についてはもちろん結構です。また、世界遺産センターにおける繁殖増殖事業についてはしっかりやっていってほしいと思いますが、問題は野生復帰です。現在は野生復帰できるところが巽島という小さい島しかないので、岩礁のような島で、本当にここで生き残れるのかというような感じです。予算も人もかかるとは思いますが、父島本島に外来種のプラナリア、ネズミ等にも捕食されない外来種フリーの場所をつくっていかないと、将来的な野生復帰は難しいだろうと思います。

以上、2点、コメントでした。

○石井実委員長 ありがとうございます。

では、石井信夫委員、お願いします。

○石井信夫委員 私もコメントなのですが、最初のオガサワラカワラヒワについて、今、吉田委員からも話がありましたが、問題の一つに、ネコの捕食があるのです。野外にいるイエネコの捕食ですね。現場の人と話をしたら、母島の対策が必要な地域についても、それから、捕獲圧についても十分かけられない現状がある。それは何がネックかということは詳しくは私も把握していないのですが、特にネコの場合は、捕獲後の取扱いが難しいということもあって、それも一つ問題にあるのかなと思いますが、CRという評価がされているオガサワラカワラヒワの保全のためには、ぜひとも何か効果の上がる対策が必要なので、予算的なこととか、あと、いろいろな課題の整理をしていただいて、ぜひ有効な対策をしていただければと思います。

以上です。

○石井実委員長 どうもありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

では、なければ、幾つかコメント等あったのですが、川瀬補佐、岩谷専門官のほうから何かございますか。

○環境省（山本） トキ、小笠原も含めて、私のほうからざっと回答させていただきたいと思っています。

尾崎先生からのトキの話、計画で放鳥の実施という形で書かれているというところ、ここは整理について意見があったところでして、タイトルだけ見ると分かりにくいのですが、生息環境の保全、再生ですとか、社会環境の整備と分かれていて、放鳥という、

放鳥する方法についてもタイトルをつけて書いているということで、トータルとして再導入、野生復帰ということになっています。これだけ見ると放鳥が全て再導入全体を示しているかのように見えますけれども、分解をされている形で、放鳥についてというタイトルが出ている形であったと、今、細かい資料が手元にないのですけれども、そういった形であったと思います。基本的にトータルで、トキの保護増殖事業計画全体として再導入である、野生復帰であるということで御理解をいただければと思います。そういったこともあって、これについて御議論いただいたときには、あまりそういう御意見にならなかったのではないかと思います。また改めて本文を見ていただければと思います。基本的にはおっしゃるとおり、総合的なものとして、放鳥だけがターゲットになっているということにはなっていないですし、そのつもりでございます。

小笠原について様々な御意見をいただきました。私も先々週ぐらいに初めて小笠原に行ってまいりまして、非常に厳しい状況でもあり、厳しいところでの対応をしているということは十分に理解をいたしました。今後、今いただいたような御意見も踏まえまして、どういった形で総合的にやっていくのか、優先順位も含めてどうしていくのかということをしつかり考えなければいけないと思っておりますので、本省も含めて、事務所としつかり議論しながら、専門家の御意見もいただきながら対応していきたいと思っております。現地の事務所も母島にも職員は置いておりますし、自然保護官という形でも要求しているところでございます。体制も整備しながら、できるところ、対応を探っていききたいと思っております。いずれにしても非常に厳しい状況であるということは我々もしっかり認識しているところです。

以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。山本室長からお答えいただきました。

ほかによろしいでしょうか。

では、特になければ、用意した議題はこれまでということのようでございます。

事務局のほうは、よろしいですね。特にならなければ、これで終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

○環境省（鈴木） ありがとうございます。石井委員長、これまでの長時間にわたる議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御審議いただき、また、円滑な進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

本日御審議いただいた内容につきましては、明日、12月9日から12月15日までの1週間にパブリックコメントを実施いたしますので、ここで御案内申し上げます。

閉会に当たりまして、自然環境局野生生物課希少種保全推進室の山本室長から一言お礼申し上げます。山本室長、お願いします。

○環境省（山本） 本日は長時間にわたり御議論いただきまして、また、科学的な観点から大変有益な御指摘をいただきまして感謝を申し上げます。本日の会議の議論の結果を踏まえまして、この後、指定のプロセスを進めることはもちろんですけれども、指定の効果がしっかり上がるような形で希少種保全行政に取り組んでいきたいと思っております。今後とも御意見、御指導、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○環境省（鈴木） 山本室長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会を終会といたします。本日は皆様どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。